

提 言

私たちは、2017年4月に予定されている消費税率10%への引き上げに際し、出版文化に軽減税率を適用することを求めます。

現在、生活必需品である食料品への軽減税率適用が検討されております。食が「身体の糧」であるのと同様に、書籍・雑誌等の出版物は「心の糧」であり、生きていく上で欠かせない必需品です。わけても子どもたちにとって読書体験は人格形成の基本を構築していく上で不可欠なものです。加えて、出版物は健全な民主社会を構成するための知的インフラであり、知力、技術力、国際競争力の源でもあります。

ヨーロッパの国々や多くの先進国では、出版物に軽減税率が適用されています（イギリスでは税率ゼロ）。各国は、出版物をその国の文化の持続的発展や国民の知的水準を維持・向上させる上で必要な存在と位置づけ、国民が容易にかつ低価格で手に入れることが可能なように制度として保障しているのです。

憲法25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されています。最低限度の健康的な生活に食料品が不可欠であるように、出版物は最低限度の文化的生活に必要な不可欠です。

出版物への軽減税率適用は、必ず実現すべきものと考えます。

2015年4月22日

出版文化に軽減税率適用を求める有識者会議